株主各位

第40回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

平成29年６月12日

株式会社ミロク情報サービス

目　次

1．事業報告「会社の新株予約権等に関する事項」・・・・・・1ページ

2．事業報告「業務の適正を確保するための体制および
当該体制の運用状況の概要」・・・・・・・・・・・・・・・2ページ

3．連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」・・・・・・・8ページ

4．連結計算書類「連結注記表」・・・・・・・・・・・・・・9ページ

5．計算書類「株主資本等変動計算書」・・・・・・・・・・・15ページ

6．計算書類「個別注記表」・・・・・・・・・・・・・・・・16ページ

上記各事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.mjs.co.jp）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

会社の新株予約権等に関する事項

1．当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権の状況

（平成29年３月31日現在）

	第１回株式報酬型ストックオプション	第２回株式報酬型ストックオプション	第７回ストックオプション
発行決議日	平成16年６月29日	平成17年６月29日	平成23年６月29日
発行日	平成16年６月30日	平成17年６月30日	平成23年９月15日
残高	856個	198個	30個
うち当社取締役（社外取締役を除く）の保有状況	802個（５人）	178個（５人）	―
うち当社社外取締役の保有状況	―	―	30個（２人）
うち当社監査役（社外監査役を除く）の保有状況	54個（１人）	20個（１人）	―
うち当社社外監査役の保有状況	―	―	―
目的となる株式の種類および数	当社普通株式856,000株 （新株予約権１個につき1,000株）	当社普通株式99,000株 （新株予約権１個につき500株）	当社普通株式15,000株 （新株予約権１個につき500株）
行使に際して出資される金銭の額	1,000円 （新株予約権１個当たり）	500円 （新株予約権１個当たり）	124,500円 （新株予約権１個当たり）
行使期間	平成16年７月１日から 平成46年６月30日まで	平成17年７月１日から 平成47年６月30日まで	平成26年６月１日から 平成29年８月31日まで

2．当事業年度中に当社使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3．その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

１．業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社およびその子会社（以下「当社子会社」という）から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）について基本方針を決定し、次のとおり定めております。当社は、本基本方針および「MJSグループ倫理行動規範」に基づき、社会規範、倫理および法令等を遵守して公正かつ適切な経営を実現してまいります。

⑴　当社および当社子会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①　当社は、当社および当社子会社の取締役会において、それぞれの「取締役会規則」に定める事項が漏れなく適時に付議され、これら議案の十分な審議を通じて適法性その他の確認が適切になされる体制とする。

②　当社の取締役の職務執行の適法性確保および牽制機能の強化のために、常にそれぞれ複数名の社外取締役および社外監査役が在籍する体制とする。

③　当社は、「MJSグループ内部通報規程」に基づく内部通報窓口を設置し、当社および当社子会社の役員および使用人が、これを利用して当社および当社子会社の取締役の法令および定款違反等を通報できる体制とする。

④　当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」および「MJSグループ反社会的勢力対応規程」等に基づき、当社および当社子会社の役員および使用人が反社会的勢力との関係遮断および不当要求の拒絶等について外部機関と連携して組織的に対応できる体制とする。

⑵　当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、当社の取締役の職務執行に係る情報を以下の文書にて適切に保存し、当社の取締役および監査役が常にこれらを閲覧できる体制とする。

①　株主総会議事録と関連資料

②　取締役会議事録と関連資料

③　当社の取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録または指示事項と関連資料

④　当社の取締役を決定者とする決定書類および付属書類

⑤　その他当社の取締役の職務の執行に関する重要な文書

⑶　当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

①　当社は、当社の関係会社管理部門が、当社子会社の代表取締役を招集する関係会社連絡会議を定期的に開催し、当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の報告を受ける体制とする。

②　当社は、「MJSグループ内部監査規程」に基づき、当社子会社各社の内部監査を実施するに際し、当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の報告を受ける体制とする。

⑷　当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　当社および当社子会社のそれぞれの取締役会が定める経営機構（組織）および職務分掌に基づき、適正かつ効率的にそれぞれの代表取締役および各業務担当取締役に職務を執行させる体制とする。

②　法令または当社および当社子会社の社内規定に定める職務権限および意思決定ルールに基づき、適正かつ効率的に当社および当社子会社の代表取締役および各業務担当取締役の職務執行が行われる体制とする。

③　当社の取締役の職務執行に係る個別経営課題を実務的な観点から網羅的かつ効率的に協議、決定するために、当社の常勤取締役を主要メンバーとする経営会議を定期的に開催する。

⑸　当社および当社子会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①　社会規範、法令などの遵守義務を明記した「MJSグループ倫理行動規範」をイントラネットに掲載し、当社および当社子会社のすべての使用人が閲覧可能な体制とする。

②　「MJSグループ倫理行動規範」の周知徹底を含む内部統制教育を定期的に実施し、当社および当社子会社の使用人のコンプライアンス意識を高める体制とする。

③　「MJSグループ内部通報規程」に基づく内部通報窓口を設置し、これを利用して当社および当社子会社の使用人の法令および定款違反等を通報できる体制とする。

④　法令ならびに当社および当社子会社の定款に適合した諸規定を定め、これら諸規定およびその下位文書に基づき当社および当社子会社の使用人が職務を執行する体制とする。

⑤　「MJSグループ内部監査規程」に基づく内部監査を定期的に実施して、当社および当社子会社の使用人の職務の執行が法令、定款および諸規定に適合することを確認し、適合しない場合はこれを指摘、是正させる体制とする。

⑹　当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①　当社は、「内部統制規程」のリスク管理方針に基づき、ERM（Enterprise Risk Management：統合リスク管理）を実施する。すなわち、当社および当社子会社全体の潜在的なリスク要因を漏れなく認識してその発生を予防するとともに、顕在化した場合の影響を極小化して速やかな復旧・回復ができるよう適切なリスク管理を行う。

②　災害、製品およびサービスの品質、情報セキュリティ、コンプライアンス、反社会的勢力との取引等に係るリスクについて、当社および当社子会社の各担当部門が、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成、配布等を行う体制とする。

⑺　当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　当社グループの業務の適正を確保するために必要な規定として、「MJSグループ倫理行動規範」、「内部統制規程」、「MJSグループ内部通報規程」、「MJSグループハラスメント防止規程」、「MJSグループ反社会的勢力対応規程」等を定め、これらにより企業集団における内部統制の強化を図る。また、これらの規定は当社および当社子会社各社のイントラネットに掲載し、当社グループのすべての役員および使用人が閲覧可能な体制とする。

②　当社の取締役および部門責任者は、当社各部門における業務の適正を確保する体制の確立および運用について権限と責任を有し、当社子会社各社の代表取締役は、それぞれにおける業務の適正を確保する体制の確立および運用について権限と責任を有する体制とする。

③　当社は、「関係会社管理規程」に基づき、関係会社管理部門を設置して、当社子会社の自主性を尊重しつつ、その経営に関する統括的な管理を行う。また、当社の関係会社管理部門は、当社子会社の代表取締役を招集する関係会社連絡会議を開催するに際し、当社子会社に対して適切な内部統制システムの整備等を指導する体制とする。

④　当社は、「MJSグループ内部監査規程」に基づき、当社各部門および当社子会社各社の内部監査を定期的に実施する体制とする。

⑻　当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社の監査役の職務を補助する使用人を配置する。

⑼　当社の監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性および当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①　当社の監査役の職務を補助する使用人は、補助業務遂行にあたって当社の監査役以外からの指揮命令に服さないものとする。

②　当社の監査役の職務を補助する使用人の人事異動、人事考課および懲戒処分については、あらかじめ当社の監査役の同意を必要とする。

⑽　当社の取締役および使用人、ならびに、当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

当社は、当社の取締役および使用人、ならびに、当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に対して、当社および当社グループに著しい損害をおよぼすおそれのある事項ならびに重大な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を取るとともに、当社の内部監査部門、内部統制部門および経営企画部門の責任者は、当社の監査役に対して定期的に担当部門の業務について報告する体制とする。

⑾　当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役に報告を行った当社および当社子会社の役員および使用人（内部通報制度の利用、内部監査の実施その他により、間接的に当社の監査役に報告を行うこととなった者を含む）を、当該報告をしたことを理由として不利に取扱うことを禁止し、その旨を当社および当社子会社の役員および使用人に周知徹底する。

⑿　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを当社が証明した場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

⒀　その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役および監査役会は、当社の代表取締役および会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催し、監査の実効性を確保する体制とする。

２．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

⑴　コンプライアンスについて

①　当社の取締役会は、社外取締役３名を含む取締役９名で構成され、当事業年度において18回開催されました。取締役会は、「取締役会規則」に基づき、重要事項を審議し、担当取締役等から業務執行について報告を受けています。

②　当社は、内部通報窓口を設置しており、また、取引先の属性調査および外部機関からの情報収集等により反社会的勢力との関係遮断に努めております。それらの実績は内部統制会議および取締役会に四半期毎に報告されています。

③　当社は、「MJSグループ倫理行動規範」およびガイドライン等に基づき、当社および子会社において、インサイダー取引防止およびマイナンバーの適正な取扱いについて教育研修を行いました。

④　当社の内部監査部門は、「MJSグループ内部監査規程」に基づき、当社部門の監査を実施しています。

⑵　リスクマネジメントについて

当社は、「MJSグループリスク管理方針」に基づき、リスク管理会議を期初に開催し、前期におけるリスク管理策の妥当性評価を行ったうえで当事業年度における当社および子会社のリスクの認識、優先順位付与を行っています。同会議で決定されたリスク管理策の運用状況について、四半期毎に内部統制会議で確認し、その議事を四半期毎に取締役会に報告することで、継続的なモニタリングを行っています。

⑶　当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について

当社は、法令および「文書管理規程」に従い、株主総会、取締役会および経営会議等の議事録ならびに稟議書等の取締役の職務執行に係る情報を適切に保存し、取締役および監査役が常にこれを閲覧できるよう適正に管理しています。

⑷　効率的な職務執行について

①　当社および子会社の代表取締役および各業務担当取締役は、「職務分掌・権限規程」等の関連規定に基づき、中期経営計画および単年度目標の達成に向け、分担して職務を執行しています。

②　当社は、経営会議を当事業年度において24回開催し、個別の経営課題を効率的に協議・決定しました。

⑸　子会社管理について

①　当社は、子会社の代表取締役等を構成員とする関係会社連絡会議を当事業年度において４回開催しました。関係会社連絡会議は、「関係会社管理規程」が定める子会社の重要事項について審議し、職務執行について報告を受けています。

②　当社の関係会社管理部門は同規程に基づき子会社経営に関する統括的な管理を行い、当社の内部監査部門は「MJSグループ内部監査規程」に基づき子会社に対する監査を実施しています。

⑹　監査役監査について

①　当社の監査役会は、社外監査役２名を含む監査役３名で構成され、当事業年度において14回開催されました。監査役は、「監査役会規則」、「監査役監査方針」および「監査役監査計画」等に基づき取締役会・経営会議等の重要会議への出席、稟議書等の重要な決裁文書の閲覧および内部監査室からの監査の結果に関する報告聴取等の方法で当社および子会社の監査を実施しています。

②　当社は、監査役の職務補助に専従する使用人１名を監査役室に配置し、また監査役および監査役会は代表取締役および会計監査人と定期的に意見交換することで、監査の実効性を確保しています。

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,198,380	3,013,389	8,155,355	△1,486,315	12,880,809
当期変動額					
剰余金の配当			△535,526		△535,526
親会社株主に帰属する当期純利益			2,616,406		2,616,406
自己株式の取得				△1,139,218	△1,139,218
自己株式の処分			△87,900	157,193	69,293
連結子会社の増資による持分の増減		△1,854			△1,854
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△1,854	1,992,979	△982,024	1,009,099
当期末残高	3,198,380	3,011,534	10,148,334	△2,468,340	13,889,909

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,083,332	△2,137	1,081,195	12,207	84,818	14,059,031
当期変動額						
剰余金の配当						△535,526
親会社株主に帰属する当期純利益						2,616,406
自己株式の取得						△1,139,218
自己株式の処分						69,293
連結子会社の増資による持分の増減						△1,854
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△165,001	1,549	△163,451	△4,940	△35,275	△203,666
当期変動額合計	△165,001	1,549	△163,451	△4,940	△35,275	805,433
当期末残高	918,331	△588	917,743	7,267	49,543	14,864,464

連結注記表

Ⅰ．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　　８社

連結子会社の名称 ： 株式会社エヌ・テー・シー、株式会社エム・エス・アイ、リード株式会社、株式会社MJS M&Aパートナーズ、クラウドインボイス株式会社、Miroku Webcash International株式会社、株式会社ビズオーシャン、株式会社MJS Smartcard

上記のうち、株式会社ビズオーシャンは、当社を分割会社とする会社分割（新設分割）により子会社となったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。また、株式会社MJS Smartcardは、新規設立により子会社となったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

2．持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数　　２社

関連会社の名称 ： プライマル株式会社、株式会社BlueTable

持分法適用の関連会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3．会計方針に関する事項

⑴ 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券‥‥‥償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの‥‥‥‥期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの‥‥‥‥移動平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

③たな卸資産

商品‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

仕掛品‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

⑵　固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥定率法によっております。

（リース資産を除く）　なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間で均等償却する方法によっております。

②無形固定資産‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥定額法によっております。

（リース資産を除く）　なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、市場販売目的のソフトウェアについては残存有効期間に基づく均等配分額と見込販売数量に基づく償却額とのいずれか大きい額を計上しております。見込有効期間は主として２年（一部は５年）であります。自社利用のソフトウェアについては、社内の利用可能期間（５年以内）に基づく定額法によっております。

③リース資産‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④長期前払費用‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥定額法によっております。

⑶　引当金の計上基準

①貸倒引当金‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③返品調整引当金‥‥‥‥‥‥‥‥‥量販店向けパッケージ・ソフトウェア製品の返品による損失に備えるため、返品損失見込額を計上しております。

⑷　重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る売上高及び売上原価の計上基準

①当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる開発進行基準（開発の進捗率の見積りは原価比例法）

②その他の開発

完成基準

⑸　その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法‥‥‥繰延ヘッジ処理によっております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥デリバティブ取引（金利スワップ）

ヘッジ対象‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥借入金金利

ハ．ヘッジ方針

現在、借入金に係る変動金利を固定金利に変換する目的のもののみを利用しており、個別借入金に対応して、都度、決裁、承認を経て管理しております。

ニ．ヘッジの有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、ヘッジの有効性評価を省略しております。

②退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、５年間の定額法により償却を行っております。

④消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

⑤記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

Ⅱ．会計方針の変更

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

Ⅲ．表示方法の変更

（連結損益計算書）

１．前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「保険配当金」（前連結会計年度は358千円）は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することといたしました。

２．前連結会計年度まで区分掲記しておりました「営業外収益」の「受取保険金」（当連結会計年度は4,506千円）及び「受取賃貸料」（当連結会計年度は6,115千円）は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

Ⅳ．追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

Ⅴ．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　2,533,312千円

Ⅵ．連結株主資本等変動計算書に関する注記

１．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　34,806,286株

２．配当に関する事項

⑴　配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年６月29日定時株主総会	普通株式	535,526	17	平成28年３月31日	平成28年６月30日

⑵　当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年６月29日定時株主総会	普通株式	779,813	利益剰余金	25	平成29年３月31日	平成29年６月30日

３．当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式　1,356,500株

Ⅶ．金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な運転資金を銀行借入により調達し、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は銀行より借入時、金利変動のリスクヘッジを図るためにのみ行い、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、当社グループ各社における与信管理等を定めた社内規定に従い、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。投資有価証券は、満期保有目的の債券及びその他有価証券であります。満期保有目的の債券は元本保証の安全性の高い債券であり、その他有価証券は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握し、リスク軽減に努めております。

短期借入金及び長期借入金は、運転資金の充足を図るための調達であります。長期借入金は一部を除き変動金利で実施し、その支払金利の変動リスクを回避するために金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。デリバティブ取引は金利スワップ取引のみとし、信用度の高い国内銀行とのみ行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
⑴ 現金及び預金	6,465,959	6,465,959	－
⑵ 受取手形及び売掛金	3,166,361	3,166,361	－
⑶ 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	300,000	308,724	8,724
② その他有価証券	1,878,336	1,878,336	－
資産計	11,810,657	11,819,382	8,724
⑴ 買掛金	790,957	790,957	－
⑵ 短期借入金	574,500	574,500	－
⑶ 未払金	564,447	564,447	－
⑷ 未払費用	408,888	408,888	－
⑸ 未払法人税等	1,086,996	1,086,996	－
⑹ 長期借入金	799,400	798,587	△812
負債計	4,225,189	4,224,377	△812
デリバティブ取引（＊）			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	－	－	－
②ヘッジ会計が適用されているもの	(850)	(850)	－
デリバティブ取引計	(850)	(850)	－

（＊）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

（注）1．金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資産

⑴ 現金及び預金、⑵ 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶ 有価証券及び投資有価証券

株式の時価につきましては、取引所価格によっており、債券につきましては、取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

⑴ 買掛金、⑵ 短期借入金、⑶ 未払金、⑷ 未払費用、⑸ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑹ 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

＊関係会社長期貸付金及びリース債務については、重要性が乏しいと認められるため、記載を省略しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

（単位：千円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定 受取変動	長期借入金	166,800	33,600	(850)	取引先金融機関から提示された価格等によっている。
合計			166,800	33,600	(850)	

（注）2．非上場株式（連結貸借対照表計上額1,297,960千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、資産の⑶有価証券及び投資有価証券には含めておりません。

Ⅷ．1株当たり情報に関する注記

1．1株当たりの純資産額　474円72銭

2．1株当たりの当期純利益　83円46銭

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,198,380	3,013,389	3,013,389	206,924	3,985,000	3,332,963	7,524,887	△1,486,315	12,250,342
当期変動額									
別途積立金の積立					500,000	△500,000	－		－
剰余金の配当						△535,526	△535,526		△535,526
当期純利益						2,441,714	2,441,714		2,441,714
自己株式の取得								△1,139,218	△1,139,218
自己株式の処分						△87,900	△87,900	157,193	69,293
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	500,000	1,318,287	1,818,287	△982,024	836,262
当期末残高	3,198,380	3,013,389	3,013,389	206,924	4,485,000	4,651,250	9,343,175	△2,468,340	13,086,604

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,082,369	△2,137	1,080,231	12,207	13,342,781
当期変動額					
別途積立金の積立					－
剰余金の配当					△535,526
当期純利益					2,441,714
自己株式の取得					△1,139,218
自己株式の処分					69,293
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△165,337	1,549	△163,788	△4,940	△168,728
当期変動額合計	△165,337	1,549	△163,788	△4,940	667,534
当期末残高	917,031	△588	916,443	7,267	14,010,315

個別注記表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

⑴　有価証券

①満期保有目的の債券‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥償却原価法（定額法）

②子会社株式及び関連会社株式‥‥‥‥‥‥‥移動平均法による原価法

③その他有価証券

時価のあるもの‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥移動平均法による原価法

⑵　デリバティブ

時価法

⑶　たな卸資産

商品‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕掛品‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

⑴　有形固定資産‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥定率法によっております。

（リース資産を除く）　なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間で均等償却する方法によっております。

⑵　無形固定資産‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥定額法によっております。

（リース資産を除く）　なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、市場販売目的のソフトウェアについては残存有効期間に基づく均等配分額と見込販売数量に基づく償却額とのいずれか大きい額を計上しております。見込有効期間は主として２年（一部は５年）であります。自社利用のソフトウェアについては、社内の利用可能期間（５年以内）に基づく定額法によっております。

⑶　リース資産‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
　　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
⑷　長期前払費用‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥定額法によっております。

3．引当金の計上基準
⑴　貸倒引当金‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
⑵　賞与引当金‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
⑶　返品調整引当金‥‥‥‥‥‥‥‥‥量販店向けパッケージ・ソフトウェア製品の返品による損失に備えるため、返品損失見込額を計上しております。

4．重要な収益及び費用の計上基準
　受注制作のソフトウェアに係る売上高及び売上原価の計上基準
⑴　当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる開発進行基準（開発の進捗率の見積りは原価比例法）
⑵　その他の開発
　　完成基準

5．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
⑴　ヘッジ会計の方法
　①ヘッジ会計の方法‥‥‥‥繰延ヘッジ処理によっております。
　②ヘッジ手段とヘッジ対象
　　ヘッジ手段‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥デリバティブ取引（金利スワップ）
　　ヘッジ対象‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥借入金金利
　③ヘッジ方針
　　現在、借入金に係る変動金利を固定金利に変換する目的のもののみを利用しており、個別借入金に対応して、都度、決裁、承認を経て管理しております。
　④ヘッジの有効性評価の方法
　　特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、ヘッジの有効性評価を省略しております。
⑵　消費税等の会計処理
　　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
⑶　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

Ⅱ．会計方針の変更

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響は軽微であります。

Ⅲ．表示方法の変更

（損益計算書）

１．前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「保険配当金」（前事業年度は287千円）は金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することといたしました。

２．前事業年度まで区分掲記しておりました「営業外収益」の「受取保険金」（当事業年度は4,506千円）及び「受取賃貸料」（当事業年度は5,277千円）は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

Ⅳ．追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

Ⅴ．貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産の減価償却累計額	2,217,056千円
２．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	15,319千円
長期金銭債権	24,000千円
短期金銭債務	167,299千円

Ⅵ．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高の総額（区分表示したものを除く）

営業取引による取引高の総額	1,282,785千円
営業取引以外の取引による取引高の総額	125,963千円

Ⅶ．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の自己株式の種類及び株式数

普通株式	3,613,741株

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産(流動)	
賞与引当金	175,531千円
未払法定福利費	27,593千円
未払事業税	56,854千円
貸倒引当金	1,873千円
返品調整引当金	27,579千円
その他	35,152千円
計	324,584千円
繰延税金資産(固定)	
会員権評価減	8,110千円
固定資産償却限度超過額	117,179千円
貸倒引当金	18,196千円
投資有価証券	56,580千円
関係会社株式	98,227千円
その他	8,292千円
評価性引当金	△192,622千円
繰延税金負債（固定）との相殺	△113,964千円
計	－千円
繰延税金資産合計	324,584千円
繰延税金負債(固定)	
その他有価証券評価差額金	404,720千円
繰延税金資産（固定）との相殺	△113,964千円
計	290,756千円
繰延税金負債合計	290,756千円
差引：繰延税金負債の純額	33,828千円

Ⅸ. 1株当たり情報に関する注記

1．1株当たりの純資産額	448円92銭
2．1株当たりの当期純利益	77円89銭